

笑い文字講座にお申込みくださるみなさまへ(お願い)

「笑い文字講座」のお申込みをご検討いただきまして、ありがとうございます。

当協会では、笑い文字を習っていただいたみなさまに、手書きである笑い文字が、書いて半分渡して完成というコンセプトの中で巻き起こす、感謝と喜びの循環を体感していただくために、次のようなルールを定めています。

お申込み前に、読んでいただきまして、内容をご確認のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。

《どんどんやっていただきたいこと》

- さまざまなシーンで、手書きで笑い文字を書いてお渡しする。
- コツコツと練習をしないで、書いたら全部渡していく。
- 見ず知らずの人を突然喜ばせたり、うれしがらせたりする。
- 感謝と喜びの循環を体感する。
- 笑い文字を書いて渡すことによって、自分の喜びが人の喜びと繋がっていることを体感する。

《行うためには資格取得が必要なこと》

- 自分の書いた笑い文字を販売する。
- 作品として作成し、展示会・個展等を開催する。
- 自分以外が使用するための基(原稿)となるものを書く。有料・無料を問いません。(注1)
- 習った笑い文字の知識や技術を自分以外の人に教える。

《してはいけないこと》

- 習得した笑い文字の書き方に、講座で習ったこと以外の要素を合わせること。
- 講座内容の録音・録画・撮影及びその内容を公開する。(講師が許可した場合を除き)
- 講座で使用される著作物(ワークノート・テキスト等)を自分以外の方に複製・配布・配信する。

注1)名刺として笑い文字を書いたご本人がご自身のために使う場合のみ、印刷物としての作成、配布は可能です。

※上記事実が判明した場合、また良識の範囲に反すると関係機関が判断した場合には、民法の規定により損害賠償金が発生する場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人 笑い文字普及協会

(2016/02/01 改正)